

■ 申請に必要な資格要件

- (1) ① 「建設工事」で申請する者は、申請の業種について、公社が定める日までに、大阪府建設工事競争入札参加資格を有する者又は見込みがある者（当該資格審査申請手続き中の者）であること。
② 「測量・建設コンサルタント等」で申請する者は、申請の業種について、公社が定める日までに、大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格を有する者又は見込みがある者（当該資格審査申請手続き中の者）であること。
- (2) 次のアからカまでのいずれかに該当する者は申請を行うことができません。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産者で復権を得ない者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。（会社更生法に基づく更正手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く）
- (4) 建設工事、測量・建設コンサルタント等、ならびにその他（貯水槽清掃等）入札等参加資格審査申請書（添付書類等を含む）中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実を記載しなかった者でないこと。
- (5) 建設工事で申請する者は建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受け同法第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査を受けている者であること。
測量・建設コンサルタント等、その他（貯水槽清掃・浄化槽清掃及び管理）で申請する者は営業に関し必要な登録を受けている者であること。

(6) 建設工事で申請する者は大阪府の区域内に建設業法第 3 条第 1 項の許可に係る営業所を有する者であること。

測量・建設コンサルタント等、その他（貯水槽清掃・浄化槽清掃及び管理）で申請する者は大阪府の区域内に営業所を有する者であること。

※ 支店（営業所等）で登録申請の場合は、大阪府の登録と同じ支店（営業所等）で申請してください。ただし、申請された支店（営業所等）の実態等が確認出来ない場合は、競争入札等で落札されても契約を締結できません。

(7) 大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）でないこと。

(8) 申請区分を重複して申請していない者であること。